

千葉県中央児童相談所 第三者評価結果報告書

| | |
|-----------------|------------------|
| 種別 | 児童相談所 |
| ①第三者評価機関名 | |
| 一般社団法人Riccolab. | |
| ②施設名等 | |
| 名称： | 千葉県中央児童相談所 |
| 施設長氏名： | 渡邊 直 |
| ③評価日程 | |
| 利用者調査： | 2023年10月中旬～11月上旬 |
| 自己評価： | 2023年10月中旬～11月上旬 |
| 訪問調査： | 2024年1月11日（木） |

④総評

【良い点】

○「援助方針の内容や措置児童に関する情報について市町村へ積極的に提供し、理解と協力を努めている」
 児童相談所では、市町村がかかわったほうが良いケース情報や、里親委託措置、施設入所措置がなされている子どもや家庭の援助指針（方針）等を、将来の家族再統合、家族関係支援のために市町村に対して丁寧に説明して理解を求め、意見を聞いている。まず、児童相談所の支援課に里親、施設担当福祉司を設けて市町村との調整を含んだ家庭復帰促進を図っている。また、子どもの一時保護解除にあたっては、ほぼ全てのケースで個別支援会議を実施している。さらに、子どもと家族の面会交流の場に要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）のメンバーも同席を依頼し、親子の様子や課題の理解促進に取り組んでいる。

【良い点】

○「子どもの養育について、保護者と一緒に考えて支援する姿勢で説明する機会を持ちながら取り組みを進めている」
 子どもの養育について、指導するスタンスでなく、保護者と一緒に考えて支援していけるように対応している。保護者との面接は、ホワイトボード等を使いわかりやすく理解できるように説明をしている。一時保護したケースでは、一時保護をする段階で要点が整理できる書式を用いて、保護者に丁寧に説明している。子どもが安全で安心した生活ができるための安全プランを家族が主体で作れるようファシリテートし、作成されたプランを保護者が子どもに説明している。子どもを中心に据えての現状のリスク、家庭の課題、児童相談所の関わりの終了までのイメージが保護者と共有しやすくなり、保護者の理解・同意につながっている。毎週のファミリーサポート会議（以下、FaST会議という）でのケースの現状把握と進行管理等で、施設入所の同意が得られないケースは減少している。

【更なる改善点】

●「組織運営体制の安定化と職員育成体制の強化を図るために、指導職や管理職の配置をより一層、手厚くしていくことが期待される」
 円滑な業務が行えるように、予め運営組織体制を明確にして職員を配置している。一方で、勤務経験の浅い職員が多く、一定の勤務経験年数を前提とする指導職の配置も難しい中、OJTをはじめ組織力を安定させる営みをスムーズに展開できない体制となっていることは改善が急務である。また、相談受付業務やエリアで3班に区分している調査課の管理業務を担う職員の配置が少ないことも業務に支障が生じやすいため、それぞれの配置を増やすことで、運営基盤の安定化を図っていくことが期待される。

【更なる改善点】

●「里親委託先、施設措置先が見つかりにくい状況があるため、子どもの受け皿作りが望まれる」
 県の課題ではあるが、一時保護所の在籍日数が60日を超える子どもが複数名いたり、保護所定員を超える子どもの保護が続いている。児童相談所では、相談受付の輪番制や、FaST会議を採用して業務改善を図った効果で子どもの保護日数は短くなっているものの、援助方針が決定されても生活の場が見つからず、長期保護によるストレスが増す状態が続いている。そのため、担当児童福祉司、心理司や保護所職員が個別外出を実施したり、行事を企画して子どもの気分転換を図っている。一児童相談所で解決できる課題ではないが、県全体で新たな里親開拓、施設暫定定員増、新たな施設の開設、さらには、要保護児童を増やさないための虐待防止啓蒙活動、家族関係支援の充実等の取り組みに期待したい。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

初動から「危害の明確化」「危害継続による子どもへの影響」「子どもの安全のために目指すべきゴールの設定」を意識した取り組みについては、当所が今年度一番力を入れてきた部分であり、その部分を評価して頂けたことは職員にとって大きな励みになる。改善点として挙げられた2点については当所だけで解決できる問題ではなく、引き続き県本課とともに打開策を検討していきたい。

実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s：他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取り組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（65項目）

評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか | a |
| [No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている | ○ |
| [No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている | ○ |
| [No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している | ○ |
| 【コメント】 | |
| 子どもの心情等を適切に把握するために、児童福祉司や児童心理司、保護課職員等、それぞれ役割分担を明確にして丁寧な関わりに努めている。子どもの年齢等に応じて、言葉による説明だけでなく写真等を用いて伝達する等、コミュニケーションツールを適宜、活用しながら進めている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか | b |
| [No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している | ○ |
| [No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている | ○ |
| [No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている | △ |
| [No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか | ○ |
| 【コメント】 | |
| 子どもの権利ノートを用いての説明等、子どもが自分の権利についての理解が深まるように取り組んでいる。なお、職員以外のアドボカシーを利用できるしくみについては、県全体で統一した方法の検討を続けており、具体的な構築にまでは至っていない。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか | a |
| [No. 8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている | ○ |
| [No. 9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている | ○ |
| [No. 10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 子どもの意向は、スリーハウス等を用いながら丁寧に聴取し、職員間で共有している。特に今年度は、「危害の明確化」や「FaST会議（ファミリーサポート会議）」を設置して取り組みながら、子どもの意向確認等のしくみを強化している。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか | a |
| [No. 11]必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている | ○ |
| [No. 12]子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している | ○ |
| [No. 13]子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている | ○ |
| [No. 14]子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 援助方針を決定する場面では、子どもの意向の反映に取り組む一方で、家庭復帰を望む場合も含め、子どもの安全確保を最優先したり、関係者の支援が得られるか等を慎重に検討を重ねつつ、子どもへ状況を丁寧に説明して納得性が高まる決定に努めている。 | |

評価項目（4項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか | b |
| [No. 15] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している | ○ |
| [No. 16] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている | △ |
| [No. 17] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている | △ |
| [No. 18] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 今年度から土日の輪番体制を構築する等、対応可能な運営体制作りに取り組んでいる。一方で、一定の勤務経験や専門性が必要とされる、課長やグループリーダー等の役職に就く人員が不足していることや、経験値が少ない職員を配置せざるを得ない状況が続いている点については、改善が望まれる。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか | a |
| [No. 19] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている | ○ |
| [No. 20] 組織的な判断や対応が行われている | ○ |
| [No. 21] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている | ○ |
| [No. 22] 職員間での情報共有が図られている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 相談受付から援助までの一連の流れを県全体で標準化しており、各職員がそれぞれの役割に基づき、適切な業務遂行を目指して取り組んでいる。中央児童相談所として独自の取り組みであるFaST会議での検討を通して、緊急度の変化等に応じて援助方針・内容を適宜、変更しつつ進めている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか | b |
| [No. 23] 適正な就業状況が確保されている | △ |
| [No. 24] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている | △ |
| [No. 25] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている | △ |
| 【コメント】 | |
| 職員が増員された一方、勤務経験年数が浅い職員が多い状況のなかで、援助方針会議を進める際には、職員の報告を尊重し受けとめる等、心理的安全性を担保してストレスが生じないように配慮しながら進行し、メンタル不調に陥らないように取り組んでいる。職員増で執務室が狭くなっていることや相談件数の増加で面接室が不足する等、ハード面も含めて働きやすい職場環境とはいえない状況となっている。 | |

| ○職員の資質向上・業務改善 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか | a |
| [No. 26]業務改善を行う仕組みがある | ○ |
| [No. 27]業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている | ○ |
| [No. 28]設置自治体による監査等が定期的に行われている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 業務改善に向けて、調査課ではDXを活用することにより、職員間での情報共有がより一層円滑なものとなっている。また、業務負担の軽減や効率化等の観点から、今後も外部の業務改善支援を取り入れること等を念頭に置きつつ、検討している。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか | b |
| [No. 29]児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている | ○ |
| [No. 30]ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる | ○ |
| [No. 31]職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある | △ |
| [No. 32]児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている | △ |
| 【コメント】 | |
| FaST会議を初動の段階に実施することで、その後の動きにぶれが生じないように取り組む他、毎日のように会議を開催する中、幅広い職層の職員間でのケース検討が学びの機会にもつながっている。一方、各職員の専門性が身についているかを確認するしくみは導入されていないため、今後、手法を確立していくことが期待される。 | |

| ○情報管理に関する事項 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか | b |
| [No. 33]情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている | ○ |
| [No. 34]個人情報の保護・管理が適切に行われている | △ |
| 【コメント】 | |
| 部外者が執務室に立ち入ることを禁じたり、県として統一された情報セキュリティ対策を講じつつ、定期的にセルフチェックリストに基づいて職員一人ひとりが振り返りを行う等により、適切な取り扱いとなるように努めている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか | b |
| [No. 35] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である | ○ |
| [No. 36] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている | ○ |
| [No. 37] 児童記録票について、所内での決裁を得ている | △ |
| [No. 38] 児童記録票は必要な期間保管されている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 児童記録票の作成方法や管理方法が明確となっており、それぞれの職員が業務遂行し、情報を蓄積している。なお、記録されている情報量が膨大なため、全ての記録について管理職が確認し押印するしくみは採用しておらず、措置入所等、重要な案件について決裁する形で情報を管理している。 | |

| ○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目12】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか | a |
| [No. 39] 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 広報活動として、虐待防止月間に地域のケーブルテレビを活用した啓発活動を行っている。また、市民講座やPTA、保育士向け、教員向け等、求めに応じる形で児童相談所の役割や機能、現状等を伝えている。 | |

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

| ○通告・相談対応 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目13】 相談・通告の受付体制が確保されているか | a |
| [No. 40] 適切な相談受付の体制が確保されている | ○ |
| [No. 41] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 身体に障害のある場合等には1階の面接室をできる限り使用するようになっている。また、必要に応じて、市役所で面接を行う等、相談しやすい環境での受付もできる範囲で進めている。また、日本語以外での相談対応については、IT機器の活用等で応じている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目14】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか | a |
| [No. 42] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている | ○ |
| [No. 43] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている | ○ |
| [No. 44] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 今年度から土日を輪番で職員が担当するしくみを整えて応じている他、警備員との連絡調整、さらには外部への業務委託等、いつでも相談対応できる体制を構築し、子どもの安全を優先した対応や関係機関等からの情報収集等が迅速に行うことができるように取り組んでいる。 | |

| ○受理 | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか | a |
| [No. 45] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている | ○ |
| [No. 46] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている | ○ |
| [No. 47] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている | △ |
| [No. 48] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている | ○ |
| [No. 49] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 受理会議の進め方を県全体で統一しており、年々、受理する案件が増加傾向となっているなかで、子どもの安全確認ができていないケースについては、やむを得ず翌日に持ち越す場合もある等、緊急性を勘案しながら、現在の職員体制の範囲で確実に協議できる時間を確保しながら取り組んでいる。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目16】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか | a |
| [No. 50] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 受理したケースの要約を含めて職員間で情報共有しながら検討・判断している他、適宜、子どもの関係機関度からの情報共有を進めている。なお、輪番体制を今年度から導入したことで、即時的、かつ、適切な対応がより円滑に進められている。 | |

| ○子どもの安全確認・安全確保 | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目17】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか | a |
| [No. 51] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている | ○ |
| [No. 52] 目視による安全確認が実施されている | ○ |
| [No. 53] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている | ○ |
| [No. 54] 安全確認が適切な体制で実施されている | ○ |
| [No. 55] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている | ○ |
| [No. 56] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている | ○ |
| 【コメント】 目視による安全確認や警察と速やかに連携できる手順の明確化等、子どもの生命維持を最優先して職員が行動できる体制を構築し運営している。また、市町村や関係機関への依頼方法等も明確にして必要な情報を得ながら、子どもの安全を確保している。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目18】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか | s |
| [No. 57] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている | ○ |
| 【コメント】 リスクアセスメント等、一連のしくみに基づき情報収集して判断することに加えて、一時保護の要否を判断する際に、FaST会議を通してケースのポイント整理が行われるようになったことにより、一時保護所での子どもの滞在期間の短縮につながる等の成果につながっている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目19】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか | a |
| [No. 58] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている | ○ |
| 【コメント】 通告受理票や初期調査等の記録を所定の項目に基づく形で入力・作成することで、適切な作成につなげている。また、作成された記録の管理方法を定めてファイリングする等、職員間で活用しやすく整えている。 | |

| ○調査・アセスメント | 第三者 評価結果 |
|--------------------------------|-------------|
| 【評価項目20】 アセスメントに必要な調査が行えているか | a |
| [No. 59] 調査により必要な情報が適切に把握できている | ○ |
| [No. 60] 適切な調査が行える体制・方法をとっている | ○ |

【コメント】
 所内の各部署・担当でアセスメントに必要な情報の収集方法や内容等について明確にして取り組むとともに、関係機関等からも情報を把握して記録に残しながら、子どもや保護者の現状を調査により把握できるように努めている。

| | 第三者 評価結果 |
|---------------------------------------|-------------|
| 【評価項目21】 アセスメントが適切に行われているか | a |
| [No. 61] 多角的・重層的な診断を行っている | ○ |
| [No. 62] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている | ○ |
| [No. 63] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている | ○ |
| [No. 64] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている | ○ |
| [No. 65] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている | ○ |

【コメント】
 ジェノグラムの作成や、それぞれの専門職によるアセスメント結果、市町村や関係機関からの情報収集等、子どもを取り巻く環境の把握方法を定めて調査を進め、記録を作成しつつ、丁寧な把握と所内外との情報共有に取り組んでいる。

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目22】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか | b |
| [No. 66] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている | △ |
| [No. 67] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている | ○ |
| [No. 68] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている | ○ |
| [No. 69] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている | △ |

【コメント】
 転居ケースのアセスメントや転居先が不明な場合の照会等も含め、特にリスクの高いケースを進める場合について、一連のプロセスに基づき進めることで、適切な調査が展開できるように努めている。なお、特定妊婦や居所不明の子どもに関する情報が市町村から伝わりきれていない可能性があるため、情報が届く関係を構築していくことが課題となっている。

| ○援助方針の策定 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目23】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか | a |
| [No. 70] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている | ○ |
| [No. 71] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている | ○ |
| [No. 72] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている | ○ |
| [No. 73] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 児童相談所運営指針に基づき毎週水曜日に事業所の方針決定会議として開催されている。出席者は所長以下、次長、各課長及び調査課グループリーダー、提案ケース担当福祉司、心理司などであり、一つ一つのケースを検討している。検討案件は報告案件、協議案件に整理されリストアップされている。令和4年12月から相談情報は出席者のパソコンと大型モニターに反映させてペーパーレスとし、協議内容と決定事項は同時進行で、その場で視覚による確認がなされている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目24】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか | a |
| [No. 74] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている | ○ |
| [No. 75] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している | ○ |
| [No. 76] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している | ○ |
| [No. 77] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている | ○ |
| [No. 78] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている | ○ |
| [No. 79] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている | ○ |
| [No. 80] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 相談受付の時点から、輪番の緊急対応チームとファミリーサポート会議（FaST）を組み合わせた体制により、子どもの最善の利益を最優先した援助方針を決定している。会議では、支援課の初期調査に基づく家族の3世代ジェノグラムがモニターに映し出され、保護者の意向や子ども、家族の強み、弱み、解決しなければならない課題を検討して適切な援助方針を導き出している。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目25】 援助方針の内容は適切か | a |
| [No. 81] 援助方針として定めるべき事項が記載されている | ○ |
| [No. 82] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている | ○ |
| [No. 83] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている | ○ |
| [No. 84] 援助方針の策定・決定が適切に行われている | ○ |
| 【コメント】 | |
| ファミリーサポート会議が機能して、相談受理時点からケースのゴールまで見通しを立てて、解決しなければならぬ課題、そこへのアプローチ、児童相談所の役割、関係機関の援助能力も考慮した市町村の役割を織り込んだ援助方針が決定されている。会議では重症度に応じてケースを分類して1週間後のケースの見直し時期を確認するなど、再アセスメントの仕組みが定められている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目26】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか | a |
| [No. 85] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている | ○ |
| [No. 86] 援助方針について、市区町村への説明を行っている | ○ |
| [No. 87] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している | ○ |
| [No. 88] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている | ○ |
| [No. 89] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。 | ○ |
| 【コメント】 | |
| 子どもの援助にあたっては、児童相談所と市区町村は車の両輪としてその連携が求められる。相互の役割を明確なものとするために「情報提供、援助依頼、送致、協力要請」等の手続きが児童相談所運営指針に定められている。児童相談所では、保護を解除するケースや、送致ケースについては要保護児童対策地域協議会の個別支援会議を開催して市区町村への説明と意見を反映させるなど、協議の場を設けている。 | |

| ○在宅指導 | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目27】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか | a |
| [No. 90] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている | ○ |
| [No. 91] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している | ○ |
| [No. 92] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 児童相談所では虐待相談、育成相談、非行相談などの各種相談を受けつけた後に（受理）、在宅での指導・援助が必要なケースの内、80%は保護者と児童相談所の信頼関係のもとで実施される継続指導措置をとっている。継続指導では複数の児童福祉司によって、定期的な家庭訪問や来所面接によるアセスメントを行い、支援計画の点検を行っている。一時保護を経た家庭復帰児童には担当心理司をつけて、児童福祉司とチームを組んで支援している。 | |

| ○進行管理・援助方針等の見直し | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか | a |
| [No. 93] 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている | ○ |
| [No. 94] 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| ケースの緊急度に応じて次回の報告、見直しを行う間隔を5ランクに分けて設定している。指導ケースについては3か月に1回の再アセスメントでケースの進行管理を行い、子どもを取り巻く養育環境の変化や、リスクの増減を確認するようにしている。地域担当制の下で児童福祉司一人あたり、30～50ケースの指導・措置を抱えている中で、状況変化を見逃さないように努めている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目29】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか | a |
| [No. 95] 一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 市区町村自治体との要保護児童対策地域協議会、管内等児童虐待対応担当部署等職員連絡協議会を年4回程度、定期的に協議する場を設けて情報共有を図っている。一時保護解除にあたってはほぼ全てのケースで個別支援会議を行って、丁寧な説明と協力依頼を行っている。 | |

| ○管轄する児童相談所の変更 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目30】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか | a |
| [No. 96] 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている | ○ |
| [No. 97] 「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 児童相談所運営指針では、児童相談先は親の住所地（居住地主義）と定められているが、その居住実態と住民登録が異なる場合がある。児童相談所では子どもの福祉を最優先する観点から、必要なケースは住所要件よりも実情により受理してかわることが多い。児童相談所が担当するか、移管手続きを行うかの判断は、子どもとその養育者がより手厚い支援を受けられることを判断基準としている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか | a |
| [No. 98] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている | ○ |
| [No. 99] 移管までの援助が適切に行われている | ○ |
| [No. 100] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している | ○ |
| [No. 101] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 全国児童相談所間のケース移管の取り決め（「全国ルール」という）に従って移管手続きを行っている。児童相談所内で移管を決定する会議では、児童福祉司指導、継続指導、または情報提供とするかの判断を行っている。さらに、移管先で実施されるべき援助方針を組み立てて引き継いでいる。移管後も1か月程度の相互にケースを見守る「のりしろ」を設けて、切れ目のない連続した援助に心がけている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目32】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか | a |
| [No. 102] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している | ○ |
| [No. 103] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している | ○ |
| [No. 104] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている | ○ |
| [No. 105] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 移管元からの情報提供またはケース移管の打診があった場合は、緊急受理会議を開催して、緊急度と先方児童相談所の援助内容の妥当性を判断している。移管元児童相談所の方針が不明確で支援内容が曖昧な場合は、再度の説明を依頼している。移管元の援助方針を踏襲して1か月程度の支援を行い、経過した時点で再アセスメントを行い、援助方針の見直しを行っている。 | |

評価項目（14項目）IV 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目33】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか | a |
| [No. 106] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である | ○ |
| [No. 107] 措置先の選定は適切に行われている | ○ |
| [No. 108] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 一時保護児童について社会的養護か家庭復帰が妥当かの判断は、1~2か月程度の一時保護所での行動診断、福祉司による社会診断、心理司による心理診断、必要に応じて医学診断を総合的にまとめて（総合診断）決定される。社会的養護が選択された場合は、まずは里親委託、ファミリーホーム等の家庭的養護を第一に措置先を検討している。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目34】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか | a |
| [No. 109] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている | ○ |
| [No. 110] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している | ○ |
| [No. 111] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 里親委託措置、施設入所措置にあたっては、子ども・家族等の情報を援助指針（方針）、中・長期支援計画を担当者が事前に説明し、援助方針の共有を図り、その支援が児童にとってより良いものとなるように配慮している。里親委託時には委託先の関係機関に呼びかけて、「里親応援ミーティング」を全委託ケースについて実施して、里親と委託児童を支援している。自立支援計画は里親や施設を訪問して、相互の意見を照らし合わせて作成している。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目35】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか | a |
| [No. 112] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている | ○ |
| [No. 113] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 措置の開始、措置先の変更の際は、子どもの負担を少なくするために、子どもの意向に沿いながら事前の説明や施設見学、里親とのマッチング、インテークなど、それぞれの場面で児童福祉司、心理司、必要に応じて一時保護所職員も付き添って行っている。医療面の引継ぎも漏れがないように配慮し、転校となる学校や所属機関には事前説明を行っている。 | |

| ○社会的養護時における援助 | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目36】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等） | a |
| [No. 114] 子どもや支援の状況を定期的に把握している | ○ |
| [No. 115] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている | ○ |
| [No. 116] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している | ○ |
| 【コメント】 | |
| 里親委託、施設措置した子どもについては、児童相談所の援助指針（方針）に基づいた自立支援計画を里親や施設と児童相談所が毎年1回、定められた時期に協議のうえで作成し、日々の支援を行っていくことになっている。児童福祉司は支援計画が適切に実施されているか、子どもに大きな変化が起こっていないか、少なくとも年に1～2回は（特に児童の夏休み期間を利用して）訪問による面接を行い、子どもの意向と状況の把握に努めている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目37】 援助方針の見直しが適切に行われているか | a |
| [No. 117] 定期的に援助方針の見直しを行っている | ○ |
| [No. 118] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 施設入所児童については、援助方針の評価時期を定めて、定期的に援助方針を直接訪問して見直す体制をとっている。支援課の施設担当児童福祉司（家族再統合などを支援促進する役割）と調査課の児童担当福祉司が共同して、子どもに関して家庭的養護の可能性や家庭復帰の可能性を視野にアセスメントを行い、援助方針の見直しを行っている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目38】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか | a |
| [No. 119] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている | ○ |
| [No. 120] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 児童相談所では、里親または施設の意見を聞きつつモニタリングを行って、児童相談所が計画を作成している。自立支援計画には子どもの発達や心理的状况に応じて、子どもの傷つきからの回復をも図る内容（養育プラン）を盛り込むこととなっているため、支援課の里親、施設担当と調査課の地域担当児童福祉司が共同で虐待被害の明確化、家庭の課題、子どもの課題を整理して見直しを行っている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目39】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか | a |
| [No. 121] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている | ○ |
| [No. 122] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている | ○ |
| [No. 123] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか | ○ |
| [No. 124] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している | ○ |
| 【コメント】 | |
| 児童相談所では、今年度、行政処分による面会通信制限、接近禁止命令はない。この実績は、相談受付時点からFaST会議を活用した一貫した援助方針の下で、子ども、保護者に見える化された課題解決へのロードマップが示されていることが大きい。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目40】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか | a |
| [No. 125] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている | ○ |
| [No. 126] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている | ○ |
| [No. 127] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 子どもからのSOSをキャッチする機会は様々であるが、その都度に担当福祉司や児童心理司による聞き取りを行い、援助方針を決定している。里親宅、施設等で発生した被措置児童案件で児童相談所が受理した場合は、児童相談所が主体となって調査を行い、一時保護や措置先の変更等の対処を行っている。 | |

| ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目41】 一時帰宅における対応が適切に行われているか | a |
| [No. 128] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている | ○ |
| [No. 129] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 措置から家庭復帰に至る過程では、子どもが家族の元への一時帰宅などの体験を経て帰宅に向けたイメージを具体的に積み重ねることとなる。一時帰宅を実施する際は、定例会議にて児童の心情面、保護者の状況理解、帰宅する家庭や地域の環境面などを調査して、子どもにとって安心・安全であるか確認の上で慎重に進めている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目42】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか | a |
| [No. 130] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている | ○ |
| [No. 131] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている | ○ |
| [No. 132] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している | ○ |
| [No. 133] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 里親委託解除または、施設措置解除に向けた準備作業は、措置中から進められるべきものであり、児童相談所では支援課に里親担当1名、施設担当2名の児童福祉司を配置して、調査課の担当福祉司や心理司と共に復帰に取り組んでいる。地域の要保護児童対策地域協議会（要対協）や関係機関の支援体制を形成するため、係属ケースとする依頼や、子どもと保護者の面接交流場面に要対協に同席してもらい情報の共有を図る作業を行っている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目43】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか | a |
| [No. 134] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している | ○ |
| [No. 135] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 措置の解除はリスク要因の低下、子どもの強みの拡大、保護者の養育力の改善等を充分評価して進めている。一時保護の時と同じように、子ども危害の明確化を行い、家族が問題の解決に向けて取り組むことができるかを考えていく仕組みがファミリーサポート会議の実践により、できつつある。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目44】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか | a |
| [No. 136] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている | ○ |
| [No. 137] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている | ○ |
| [No. 138] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 解除が見越せる段階になると、援助方針会議において家族関係支援に絞った取り組みを検討している。子どもには、家庭復帰後も継続指導として、引き続き児童相談所がどのように支援していくかをわかりやすく説明して、子どもの意向は必ず確認している。なお、措置の解除や延長にあたっては、里親、施設から意見を聴取することとなっている。 | |

○児童自立生活援助等

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目45】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか | b |
| [No. 139] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている | ○ |
| [No. 140] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている | △ |
| [No. 141] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている | △ |
| 【コメント】 | |
| 児童自立生活援助対象の子どもは、必要性を援助方針会議で検討し決定している。自立援助ホーム入所後は、支援の大部分を施設に委ねている。子どもの状況に変化がある時等に、自立援助ホームから連絡を受けているが、多くのケースは自立の見通しが立ったため解除となっている。但し、一部ケースでは児童相談所側が十分に状況把握できないうちに解除状態になってしまうこともある。担当者が変更になる時の引継ぎが不十分な時がある。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目46】 18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか | a |
| [No. 142]18歳以上の未成年に対し、必要な支援等を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 18歳以上の成年及び社会的養護を解除された成年が自立援助ホームの利用を希望した際は、自立へ向けての課題を検討し必要な支援につなげている。本来なら生活保護で対応すべきケースも地方優先で契約を進めることがあり、地域との調整が必要としている。 | |

評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目47】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか | b |
| [No. 143]家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる | △ |
| [No. 144]里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている | ○ |
| [No. 145]里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている | ○ |
| [No. 146]里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 家庭的養護を推進するために、経験豊富な里親担当児童福祉司と里親対応専門員を配置している。里親支援はフォスタリング機関と連携して取り組んでいるが、体制の構築という点ではまだまだ足りないとしている。児童相談所だけで解決できる問題でなく、里親のあり方全般の改革が必要と捉えている。 | |

| | 第三者 |
|---|-----|
| 【評価項目48】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか | a |
| [No. 147]里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 里親希望者には、経験豊富な里親担当児童福祉司又は里親対応専門員が面接を行い、里親制度及び社会的養護について理解を促すように努めている。また、里親希望者の養育姿勢等の確認のために所長も面接している。里親希望者には、家庭状況、環境を訪問調査し、判断基準に沿って里親認定会議に対し、認定の可否についての意見具申をしている。認定された里親希望者は、養育に必要な知識や施設実習等の研修を実施するとともに、援助方針会議で検討、決定して里親委託している。未委託里親への調査、研修も行っている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目49】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか | a |
| [No. 148] 養子縁組の適切性について十分に判断している | ○ |
| [No. 149] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている | ○ |
| [No. 150] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている | ○ |
| [No. 151] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 養子縁組にあたっては、子どもにとっての最善の利益を最優先に、里親の事情でなく養育環境、姿勢等で判断し、子どもの意思確認と実親に十分説明し同意を得て進めている。養子縁組希望者にも、子どもの健全育成が図られるよう十分に説明している。当所では特別養子縁組は、全て児童相談所から申し立てをしている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目50】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか | a |
| [No. 152] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 養子縁組成立後は、6ヵ月は継続指導として訪問等で様子を確認している。その後の支援については、フォスタリング機関等と連携して支援している。なお、相談等があれば適宜対応している。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目51】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか | b |
| [No. 153] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている | ○ |
| [No. 154] 民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っている | — |
| [No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている | △ |
| [No. 156] 民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っている | — |
| 【コメント】 | |
| 民間あっせん機関による養子縁組については、養育者が同居児童の届け出を提出し、市町から受けた県が児童相談所へ情報提供している。児童相談所では、担当児童福祉司を決めて訪問調査をし養育状況を確認するが関わりは限られている。民間あっせん機関が事業廃止をした例はなく、所管は児童相談所ではなく県の該当部所が担当している。 | |

| 評価項目 (5項目) VI 家族とのかかわり・家族への支援 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目52】 保護者への向き合い方は適切であるか | b |
| [No. 157] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている | △ |
| 【コメント】 | |
| 児童相談員が中心となってインテークを行っている。相談件数が多く対応に追われており、児童相談員の数が少ない。専門性の視点から見ても十分と言えない配置であり増員を求めたいとしている。 | |

| ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目53】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか | a |
| [No. 158] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている | ○ |
| [No. 159] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している | ○ |
| [No. 160] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている | ○ |
| [No. 161] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 保護者への説明は、ホワイトボードに面接内容を板書する等でわかりやすいように工夫している。保護者が内容をスマートフォン等で撮影して、持ち帰るケースが増えてきている。また、日本語がわからない保護者には、通訳を通して理解してもらえるように努めている。援助過程や援助方針決定前等に、保護者からの意向や意見を聴いている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目54】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか | a |
| [No. 162] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている | ○ |
| [No. 163] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 一時保護をする段階で要点が整理できる書式を用いて、保護者に丁寧に説明している。子どもを中心に据えての現状のリスク、家庭の課題、児童相談所の関わりの終了までのイメージを保護者と共有しやすくなり、保護者の理解・同意につながっている。結果的に、施設入所等に保護者の同意が得られないケースは減っている。なお、保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合については、児童福祉審議会の意見を聴取している。 | |

| ○保護者に対する指導・支援 | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目55】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか | a |
| [No. 164] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している | ○ |
| [No. 165] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている | ○ |
| 【コメント】 | |

養育について指導するスタンスでなく、養育を支援していくスタンスで対応している。そのため、児童福祉司指導は少なく継続指導とするケースが多い。子どもが安全で安心した生活ができるための安全プランを保護者中心に作成する取り組みを行っている。安全プランの循環が悪くなったことでの一時保護は、保護者も納得してその後の支援の再構築に望むことができている。但し、安全プランが機能しなくなった際には、適宜カンファレンスを行って対応を協議するようにしているが、他ケースの対応に追われ十分に把握しきれない状況も見受けられる。なお、保護者が指導や勧告に従わない場合は、一時保護等の措置を講じて子どもの福祉を守っている。

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目56】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか | a |
| [No. 166] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している | ○ |
| [No. 167] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 親子の再構築に向けては、家族関係支援の理念のもとで、保護者との再統合ありきではなくそれ以外の資源についても模索する等の対応をしている。今年度から、支援課に施設担当児童福祉司を配置し、調査課と協働して取り組んでいる。なお、性的虐待ケースについては、基本的に再発防止の観点から加害者と子どもの分離の対応をしているが、近年、保護者側の支援者から対応の変更を強く求められることが増えており、県全体で対応を考えなければならない事項であると思料している。 | |

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目57】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか | b |
| [No. 168] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている | △ |
| [No. 169] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている | △ |
| 【コメント】 | |
| 10市2町と広域な地域を担当し、丁寧に対応することを心がけている。管内等児童虐待対応担当部署等職員連絡協議会（以下、管対協という）警察との連絡協議会、医療機関（医療ネット等）との協議会、市町の要対協への参加等で、定期的に協議の場を設けて役割分担や連携方法等連携している。なお、市町、医療機関ともに、機関によっては児童虐待案件への各々の役割に対する認識に大きな差異があり、職員はその都度粘り強く対応し助言をしている。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目58】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか | a |
| [No. 170] 役割分担や連携方法等について協議を行っている | ○ |
| [No. 171] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 毎年定期的に役割分担や連携方法等、研修会等を実施している。市町村との連絡協議会は、課長対象と職員対象の会議を設定し企画している。市町から児童相談所への会議参加はあるが、児童相談所職員が市町村への会議等に参加することは少ない。今後、相互理解と相互交流を深めるために、児童相談所職員の市町村の会議への定期的な参加に期待したい。 | |

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目59】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか | a |

| | |
|---|---|
| [No. 172] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している | ○ |
| [No. 173] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している | ○ |
| 【コメント】 | |
| 市町村からの事案送致の相談・依頼については、迅速かつ適切に対応しているが、同時に複数の受理があった場合は、対応が遅れることもある。市町村からの送致等のケースについて、調査、調整をせずに連絡してることがあり、その都度説明している。事案送致については相談課で受付けているが、児童相談員が他事案対応等で不在が多く迅速な対応は容易ではなく、緊急性が低いケースは後回しにする等で対応をしているのが現状である。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目60】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか | a |
| [No. 174] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている | ○ |
| [No. 175] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している | ○ |
| [No. 176] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している | ○ |
| [No. 177] 子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 市町が行う相談対応・調査・指導において、児童相談所は要対協実務者会議や個別ケース会議等で助言している。専門的な知識や技術に関する支援は、弁護士相談等を活用している。市町村の相談・対応機能を強化するために、管対協及び市町連絡協議会を実施している。子ども家庭総合支援拠点については、市町村では機能の調整をしている状況であり、適切な連携にはまだ時間がかかると思われる。 | |

| ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援 | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目61】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか | b |
| [No. 178] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している | ○ |
| [No. 179] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている | △ |
| [No. 180] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 地域のネットワークを構築し、支援力の向上のために要対協があり、児童相談所はその目標のために中核となる役割を認識している。要対協の実務者会議が円滑に効果的に行えるよう、会議前に意見交換等のための打ちあわせを実施する等の工夫をしている。但し、10市2町の広域な地域を管轄しており、全ての市町の要対協が機能するように助言できているとは言えない現状である。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目62】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか | a |
| [No. 181]適切な内容・頻度で研修を実施している | ○ |
| [No. 182]研修以外の資質向上の取り組みを行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 市町村向けの研修として管対協で年4回実施し、日々のケース対応を通して意見交換や助言をしている。なお、虐待対応の理解を図るための市町村との研修、勉強会がなく、市町村の機能充実に向けても取り組みに期待したい。 | |

| ○都道府県児童福祉審議会との連携 | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目63】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか | a |
| [No. 183]必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している | ○ |
| [No. 184]児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている | ○ |
| [No. 185]子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 保護者から施設入所の同意がもらえないケースや児童福祉司指導に不服を申し立てているケース等は、児童福祉審議会からの意見を聴取している。児童福祉審議会に意見を求める際には、子どもや保護者等に対して説明し、審議結果も説明している。 | |

| | 第三者 評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目64】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか | a |
| [No. 186]児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている | ○ |
| 【コメント】 | |
| 児童福祉審議会に対して報告が必要なケースは明確になっており、該当するケースについては、児童福祉審議会に報告している。 | |

○家庭、地域に対する援助に関する事項

| ○家庭、地域に対する援助に関する事項 | 第三者 評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目65】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか | a |
| [No. 187] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる | ○ |
| [No. 188] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている | △ |
| [No. 189] 巡回相談が適切に行われている | — |
| [No. 190] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している | ○ |
| [No. 191] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている | ○ |
| 【コメント】 | |
| <p>家庭や地域への支援の児童相談所の役割は、子どもが安心、安全に生活できるように、継続指導又は児童福祉司指導で関わっている。ひきこもり等の状態にある子どもの相談は、市町で対応することが多く、安全確認ができない等のケースは児童相談所で関わっている。障害児支援は市町と連携し適切に丁寧な対応を心掛けている。療育手帳にかかわる判定事務等は申請件数が多く、手帳交付まで時間を要している。時間を要することで障害サービスにつながるのが遅くなり、必要な支援が十分に行き届いていないことが懸念される。なお、巡回相談は実施していない。</p> | |